

## 顧問契約書

委任者 一般社団法人日本デフバレーボール協会（以下、甲という。）と、受任者 税理士法人オフィス 921（以下、乙という。）は、税務業務に関して下記のとおり契約を締結した。

### 第1条 委任業務の範囲

- 1 税務に関する委任の範囲は次の項目とする。
  - (1) 甲の法人税、事業税、住民税、及び消費税の税務代理並びに税務書類の作成業務
  - (2) 甲の税務調査の立会い
  - (3) 甲の税務相談
- 2 会計に関する委任の範囲は次の項目とする。
  - (1) 甲の会計処理に関する指導及び相談
  - (2) 会計ソフトへの入力業務、試算表及び決算書の作成
- 3 前記に掲げる項目以外の業務については別途協議する。

### 第2条 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

なお、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに双方より意思表示のない限り、その後 1 年毎の自動更新とする。

### 第3条 報酬の額

- 1 報酬は次のとおりとする。
  - (1) 顧問報酬として月額 当面の間、当法人報酬規程に関わらず、以下の通り年間の収入金額により次期の額を決定する。

収入金額 8,000 万円未満	・・・	21,000 円	（規程 60%）
8,000 万～1 億 6,000 万未満	・・・	28,000 円	（規程 80%）
1 億 6,000 万以上	・・・	35,000 円	（規程通り）
  - (2) 税務書類及び決算書類作成の報酬 当法人税理士報酬規定による。
  - (3) 会計業務報酬として 1 時間当たり 2,400 円

- (4) 税務調査立会い報酬として1日当たり 60,000円
- (5) 年末調整・法定調書作成・償却資産 当法人税理士報酬規定による。
- (6) その他業務については協議事項となります。

- 2 乙が第1条に定める業務に伴い資料の収集その他特別な事務に従事する場合には、甲は乙に日当、旅費及び宿泊料を別に支払う。
- 3 前各項の報酬額には別途消費税が付加される。
- 4 報酬の額は第2条に関わらず改訂することができる。

#### 第4条 支払時期及び支払方法

- 1 顧問報酬等の支払は、毎月28日に甲の指定口座から引き落とすものとする。

#### 第5条 資料応答の提供及び責任

- 1 甲は委任業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料（以下、資料等という。）を、その責任と費用負担において乙に提供しなければならない。
- 2 甲は、乙から資料等の請求があった場合には、速やかに提出しなければならない。資料の提出が乙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。
- 3 甲の資料提供の不足、誤りに基づく不利益は甲において負担する。
- 4 乙は、業務上知り得た甲の秘密を正当な理由なく他に洩らし、または窃用してはならない。

#### 第6条 情報の開示と説明及び免責

- 1 乙は甲の委任事務の遂行に当たり、とるべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき、並びに相対的な判断を行う必要があるときは甲に説明し、承諾を得なければならない。
- 2 甲が前項の乙の説明を受け承諾したときは、当該項目につき後に生じる不利益について乙はその責任を負わない。

第7条 設備投資などの通知

消費税の納付及び還付を受けるについては、課税方法の選択により不利益を受けることがあるので、甲は建物新築、設備の購入など多額の設備投資を行うときは、事前に乙に通知する。甲が通知しないことによる不利益は乙はその責任を負わない。

第8条 その他

本契約に定めない事項並びに本契約の内容につき変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

本契約を証するに当たり、乙は甲に契約書内容を説明し、甲はこれを承諾したので、本契約書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自一通を保管する。

平成30年4月1日

委任者（甲）

東京都大田区西糀谷 3-18-14

一般社団法人日本デフバレーボール協会

理事長 大川 裕二



受任者（乙）事務所所在地

東京都千代田区九段南 2-7-6 マニユライブ 九段南 3F

税理士法人オフィス921

代表社員 國井 隆

